

開発行為に係る消防水利の設置指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に定める公共施設等の設置に関する同意、協議について、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、法に基づく開発行為に係る消防水利施設等の同意及び協議に対して適用するものとする。

2 隣接する開発区域を同一事業者（事業主等）が時期を分けて行う開発行為について、その開発面積の規模が合算して3,000平方メートルを超えるときは、前項に該当する開発行為とみなし、この基準を適用する。

(設置基準等)

第3条 判定及び設置等については次のとおりとする。

(1) 事業主等は、消防法第20条第1項（以下「消防水利の基準」という。）に規定する給水能力を有する消防水利施設を中心として、次表に示す一定の円の範囲内に開発区域全域が完全包含されない場合は、開発区域全域を包含するように、新たに消防水利の基準に適合する消防水利施設を設置するものとする。

(2) 前号で判定に用いる消防水利施設は公設消防水利施設とし、消火活動で有効に使用できる状態のものとする。

	用途地域	円の半径
市街地及び準市街地	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100メートル
	その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	120メートル
市街地及び準市街地以外の地域でこれに準ずる地域		140メートル

※市街地及び準市街地とは、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に規定する市街地及び準市街地をいう。

2 前項に規定する給水能力を有する消防水利施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア 防火水槽は、常時水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上給水能力があること。

イ 消火栓は、呼称65ミリメートルの口径のもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていること。ただし、管網の一辺が180メートル以下になるように配管されている場合は、管網の管の直径を75ミリメートル以上とすることができます。

(消防水利施設の設置)

第4条 前条第1項の規定により、新たに設置する消防水利施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 防火水槽

- ア 耐震性を有し、貯水量は40立方メートル以上有すること。
- イ 一般財団法人日本消防設備安全センター認定品で、一体型又は分割型とすること。
- ウ 消防自動車が容易に部署し、取水できること。
- エ 地盤面から取水部（底面）までの落差は、4.5メートル以下であること。
- オ 内部点検用梯子付き2ピット鋼製であること。
- カ 鉄蓋は市の指定するものとし、設置する場所により必要な強度を有すること。
- キ 取水部分のピットは、吸管投入孔の直下に設け所用水量の全てを有効に吸い上げる構造とし、その深さは0.5メートル以上とし、広さは一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上とすること。
- ク これらの基準の中で、国の規格が改正され、該当するものにあっては、改正後の基準に準ずるものとする。
- ケ 採水口等の設置にあっては協議すること。

(2) 消火栓

- ア 消火栓は、呼称65ミリメートルの口径のもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けること。ただし、管網の一辺が180メートル以下になるように配管されている場合は、管網の管の直径を75ミリメートル以上とすることができます。
- イ 消防水利の目的に即した、最も効果的な位置に設置すること。

(消火栓等に関する協議等)

第5条 消火栓等の設置に関しては、次のとおり協議するものとする。

- (1) 設置場所及び種別については、水道事業者と協議すること。
- (2) 設置に関する諸手続きについては、管轄する水道事業者の指示によること。
- (3) 消火栓附属器具一式については、自治会への寄付を含め事前に事業主等と協議し、設置することを原則とする。

(新設消防水利の帰属等)

第6条 本基準により新たに設置する消防水利施設及び用地は、法第36条の完了公告の翌日において法の規定により上田市に帰属するものとする。ただし、協議の結果、管理することとなる者を別に定めた場合は、帰属しないことができる。

- 2 用地の帰属手続きについては、工事完了の届け出と並行して遅滞なく行い、所有権移転の嘱託登記に必要な書類は、事業主等が上田市に提出するものとする。
- 3 消火栓の帰属等（帰属しない場合を含む）については、水道事業者の指示に従い事業主等において必要な諸手続きを行うものとする。
- 4 本条第1項ただし書きにより管理することとなった者は、消防法第21条及び上田地域広域連合消防水利管理基準第12条により「消防水利指定承諾書」を管轄消防署に提出するものとする。

（消防用水との兼用）

第7条 本基準第4条第1号に規定する防火水槽（上田市に帰属するものを除く）を、消防法第17条に規定する消防用水の水量として兼用できるものは、一定の基準を満たす場合に限る。

この場合、消防法第21条の規定により指定消防水利として取り扱うものとする。

（消防水利標識）

第8条 消防水利施設を設置した場合は、次の各号に指定する標識を設けるものとする。

- (1) 上田市に帰属する防火水槽に設置する水利標識は図1に示すとおりとする。
- (2) 事業主等が管理する消防水利に設置する水利標識は図2に示すとおりとする。

2 前項の標識は、消火栓又は防火水槽吸管投入口の直近（おおむね5m以内）に設置することとし、掲出の方法は図示の施工例を参考に支柱又はその他地物を利用するなど、消防水利の所在が明確に確認できるよう掲出するものとする。

（雑則）

第9条 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

附則

（施行期日）

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行日において、法第32条に基づく協議が継続し、又は協議済みの事項については、なお従前の例による。

図 1

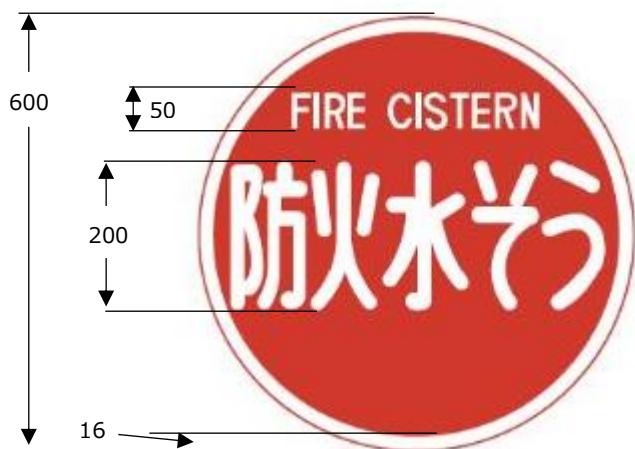
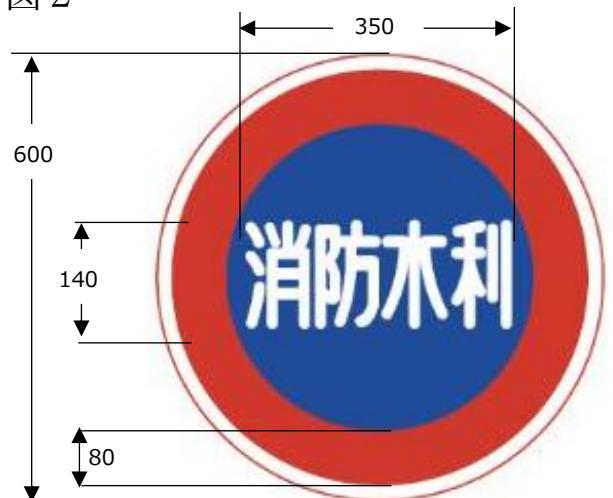


図 2



(単位: ミリメートル)

備考: 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。

備考

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色として原則として反射塗料を用いるものとする。

※施工例

